

令和7年度

第1回 花泉地域学校運営支援協議会

期日 令和7年4月24日(木)

9:30~11:30

場所 一関市立花泉中学校

本日の日程

委嘱状交付式 9:30~ 9:45

授業参観 9:45~10:15

協議会 10:15~11:30

次 第

進行 事務局(中学校副校長)

1 開会(進行)

2 説明

学校運営支援協議会について

3 協議

(1) 役員選出

(2) 今年度の学校運営について

① 小学校

② 中学校

(3) 今年度の協議会運営について

・ グループディスカッション

4 連絡

5 閉会(副会長)

花泉地域学校運営支援協議会委員および事務局員

委員		
項目	氏名	備考
地域団体等の代表	小野寺 満	花泉中学校同窓会長
	岩 渕 文 雄(6月まで)	地域協働体連絡協議会会長
	三 浦 徹 朗(7月から)	
	佐 藤 光 吾	民生児童委員協議会会長
阿 部 文 聡	地域市民センター長代表	
小・中学校保護者の代表	熊 谷 貴 典	花泉小学校PTA会長
	佐 藤 忍	花泉小学校PTA副会長
	佐々木 茂 伸	花泉中学校PTA会長
	小 岩 智	花泉中学校PTA副会長
学識経験者	佐 藤 健 三	花泉退職教師の会代表
	橋 本 ゆかり	県立花泉高等学校長
関係行政機関	菅 原 美 穂	一関市役所花泉支所地域振興課課長
地域住民	高 橋 飛 鳥	会社員
	千 葉 琢 磨	農業
	渡 邊 淳 子	自営業
学校	門 田 徹	校長
事務局		
花泉小学校	小 岩 類	副校長
花泉中学校	佐 藤 拓 史	校長
	阿 部 寿 春	副校長

説明 花泉小・中学校における学校運営支援協議会の設置について

- 1 会の名称（一関市学校運営支援協議会規則第4条より）
この会の名称を「花泉地域学校運営支援協議会」とする。

- 2 学校運営支援協議会設置の目的

急激な社会の変化に伴い、学校と地域を取り巻く課題はますます複雑化、多様化している。学校では、不登校児童生徒数の増加、特別な配慮を要する児童生徒の増加など、多様な児童生徒及び保護者等への対応が必要な状況となっている。地域においても、人口の減少や家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化等により地域社会における支え合いやつながりが希薄化することによって、地域社会の停滞や教育力の低下などが指摘されている。

本協議会は、学校及び地域住民・保護者等が、「子ども達の未来が、この地域の未来」という理念を共有し協議することにより、学校と地域住民等の信頼関係を深めることをも

って、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むとともに、地域全体の活性化や絆の教科に貢献しようとするものである。

- 将来、花泉地域を担っていく児童・生徒たちが、自分たちが暮らす地域の良さに気づくことができるような、小・中学校での学びの機会を準備したい。
- 幼児期から高等学校までの花泉地域の児童・生徒に関わる団体（PTA、市民センターによる教育振興運動、地域共同体）が連携することで、地域を活性化する一助となしてほしい。

花泉地域学校運営支援協議会

令和6年度から、一関市では市内のすべての小・中学校で「学校運営支援協議会（コミュニティー・スクール）」を立ち上げることになりました。

花泉地域では小・中学校が1校ずつであることから、一体の組織「花泉地域学校運営支援協議会」とします。

「花泉地域学校運営支援協議会」では、子どもを真ん中に置くことで、これからの花泉地域を考えていきたいと考えます。

地域での学び
歴史・文化・産業

社会体験活動

学校
ボランティア

健全育成

子どもたちの未来が
この地域の未来

まちづくり
ひとづくり

世代間交流
地域でのつながり

教育振興
運動

小学校

中学校

PTA



学校運営支援協議会

地域
住民

地域
共同体

行政
(支所)

市民
センター

3 学校運営支援協議会の役割

(1) 学校運営の基本方針の承認

- 学校運営に関する基本方針や計画を承認し、学校長に対して教育目標や運営方針に関する具体的な方向性を提示する。

(2) 学校運営への助言と提案

- 委員は校長に対して、教育活動や学校運営（カリキュラムの改善や教育環境の向上などを含む）に対する助言や提案を行う。校長は、保護者や地域住民からの多様な意見や知識を取り入れることで、学校運営の多角的な視点を心得て教育の質を向上させる。

(3) 地域との連携強化、学校への関与の促進

- 地域社会との連携を強化し、地域資源を活用した教育活動の推進を図る。地域のニーズや期待を学校運営に反映させるとともに、保護者や地域住民が学校運営に関与することで、学校への関心や理解が深め、協力体制を強化する。

4 協議会を組織する委員の構成・選出について

協議会委員選出の考え方（一関市学校運営支援協議会規則第5条および一関市学校運営支援協議会規則に係る留意事項2の(1)より）

- これまでの花泉小・中学校それぞれの学校評議員を拡大し、多数の地域の方々から多様な考えや意見を聞くとともに、学校評価を共有し、学校運営に活かす。
- 協議会の事務局は、小・中学校それぞれの校長または副校長で構成する。
- 地域共同体連絡協議会と市民センター長代表は、輪番とする。

輪番の案（上段が地域共同体連絡協議会会長、下段が市民センター長代表）

	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13
地域共同体	油島	花泉	老松	日形	金沢	永井	涌津
市民センター	金沢	永井	涌津	油島	花泉	老松	日形

委員への報酬及び旅費について

- 報酬について 「一関市学校運営支援協議会規則に係る留意事項」より

11 委員への報酬

委員への報酬は、年額 5,000 円とする。

支払い対象者は、教職員及び市役所職員の身分のまま、職務として委員に任命されたもの以外とする。

指定管理団体となっている市民センター長やまちづくり協議会等の職員へは、報酬を支払ってよい。

※ 委員への報酬は、協議会への出席回数によらず支払われる。

- ・旅費について
委員の自宅または勤務先公所から協議会開催の学校までの距離に対して支給される。
- ・報酬及び旅費の支払時期
年度最後の協議会終了後。支出処理後に事務局から振り込み通知を送付する。

協議

協議事項 1 令和7年度協議会役員を選出について

一 関市学校運営支援協議会規則 第10条

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長は、会長となることができない。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

留意事項

10 会長及び副会長

副会長は、2名以上おくことが望ましい。

会長に事故等がある場合は、副会長のうち、校長以外の者が職務を代理する。

会長	1名	
副会長	2名	

協議事項 2 今年度の協議会運営計画について

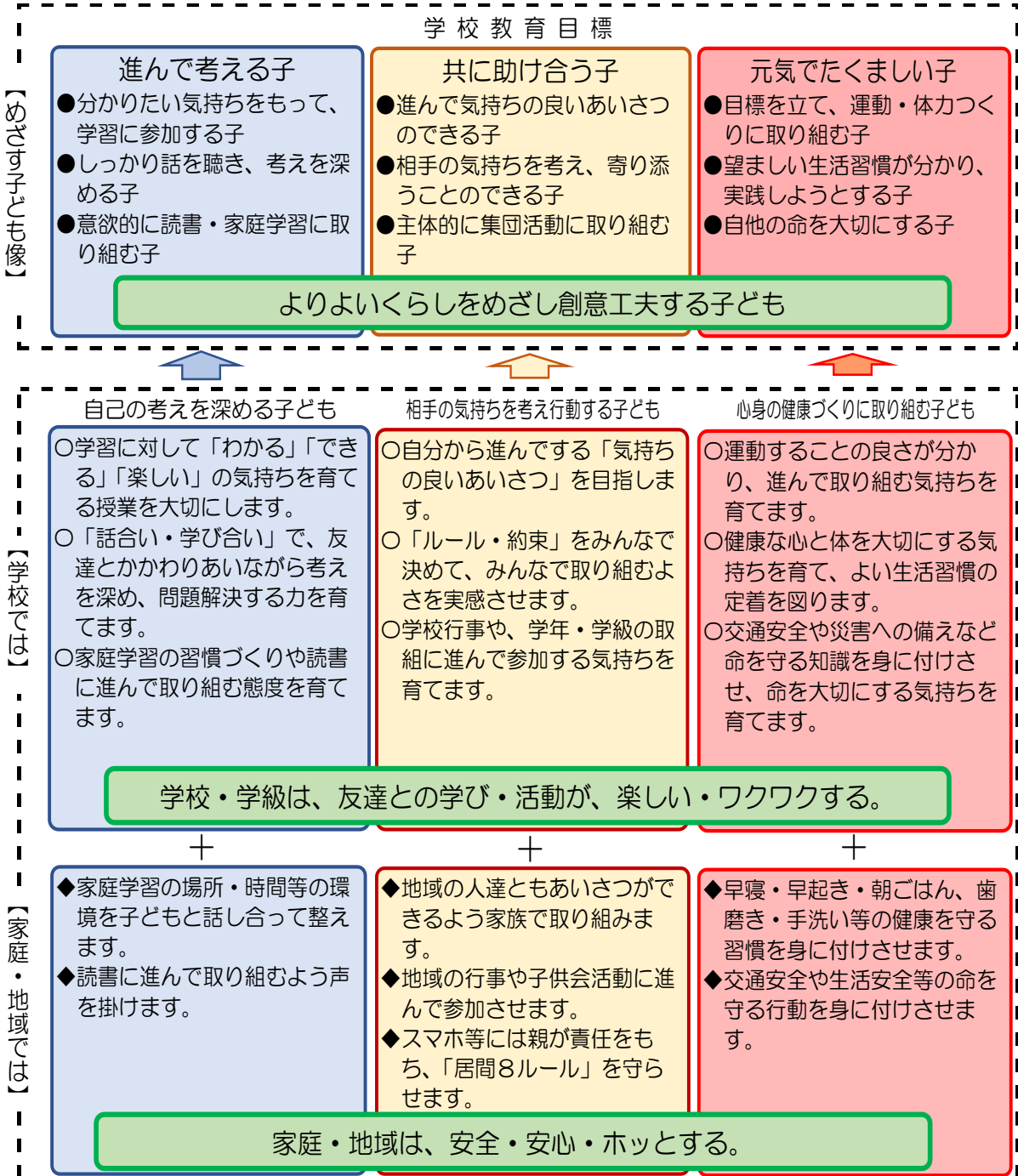
実施月	内容	資料等
4月	第1回学校運営支援協議会 於：花泉中学校 <ul style="list-style-type: none"> ● 委員委嘱 ● 役員選出 ● 学校運営方針の説明 ● 今年度協議会運営計画 	<ul style="list-style-type: none"> ● 委嘱状 ● 学校運営方針
8月	委員宛、1学期学校評価アンケート集約結果の送付	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校評価集計結果 ● 第1回協議会の記録
11月	第2回学校運営支援協議会 於：花泉小学校 <ul style="list-style-type: none"> ● 教育活動の中間報告と今後の予定 ● 学校評価アンケートについての考察・改善点 ● 熟議 	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育活動中間報告 ● 学校評価アンケート考察資料 ● 熟議資料
1月	委員宛、2学期学校評価アンケート集約結果、次年度学校運営方針（案）の送付	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校評価集計結果 ● 第2回協議会の記録
2月	第3回学校運営支援協議会 於： <ul style="list-style-type: none"> ● 教育活動の報告 ● 学校自己評価の報告 ● 次年度学校運営方針（案）の説明・承認 ● 次年度委員の選出 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校自己評価資料 ● 次年度学校運営方針（案） ● 次年度委員（案）

令和7年度の学校運営について

1 令和7年度の学校運営で大切にしたいこと

(1) ー花泉小学校「まなびフェスト」ー花泉小学校は、こんな教育をめざしていますー

夢が花さき 知の泉わく 地域が結び合うみんなの学校



(2) 大切にしたいこと

- ① 今後、数年先までの花泉小学校を見据えて、よりよい学校の在り方を考えていきます。
- ② 今、求められている学力や知識・技能に焦点を当てた授業を行っていきます。
- ③ 花泉地域の「ひと・もの・こと」に触れ、地域のよさを学ぶ機会を増やしていきます。
- ④ 学校・保護者間の連携・情報共有のよりよい在り方について検討していきます。

2 令和7年度の主な学校行事について

1 学期	2 学期	3 学期
4/ 7 月 始業式、2～6年登校日	8/25 月 2学期始業式	1/13 火 3学期始業式
4/ 8 火 入学式、1・6年生登校日	9/ 3 水 自由参観日	2/ 3 火 R 8年度入学児一日入学
4/19 土 参観日、PTA 総会、学年・学級懇談会 (4/21 月 振替休日)	10/ 8 水 学校公開研究会	2/14 土 参観日、懇談会 (2/16 月 振替休日)
5/15 木 5年宿泊学習 (～5/16 日)	10/16 木 R 8年度入学児スクリーニング検査	3/18 水 修了式
6/ 7 土 運動会 (6/ 9 月 振替休日)	11/ 1 土 学習発表会 (11/4 火 振替休日)	3/19 木 卒業式、5・6年生登校日
6/25 水 陸上記録会 (5・6年)	11/ 7 金 音楽発表会(4年)	3/23 月 離任式
7/17 木 期末個別面談 (18 金・22 月)	11/13 木 6年修学旅行 (～11/14 日)	
7/23 火 1学期終業式	12/24 水 2学期終業式	
7/24 水 夏季休業 (～8/24 日)	12/25 木 冬季休業 (～1/12 日)	

3 令和7年度の学級編成

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援	合計
児童数	77(5)	69(9)	78(8)	76(5)	77(3)	86(5)	(35)	463(35)
学級数	3	2	2	3	3	3	(8)	16(8)

- ① 通常学級 16学級
 ② 特別支援学級および通級指導教室
 特別支援学級8学級(知3、情2、肢1、病1、聴1)、通級指導教室1学級(ことば)

今後の児童数の推移を見通して、学校行事や諸活動の在り方について見直しを進めていきます。

4 その他の学校取組について

(1) 学校DXの推進

- ① 学習用タブレットの積極的活用と「eライブラリ」を使った家庭学習
 ② 「校務支援システム」を活用した、学校・保護者間の情報共有と、ペーパーレス化

5 地域の「ひと・もの・こと」に学ぶ体験学習について

- 生活科の時間、総合的な学習の時間を軸として「地域を学ぶ、地域で学ぶ」、6年間の体験的な学びを準備しました。実施しながら、よりよいものを目指していきます。



令和7年度 一関市立花泉中学校 まなびフエスト

【学校教育目標】

人間性豊かな心を持ち、たくましい実践力のある生徒

- ◇ 自ら考え、進んで学ぶ生徒
- ◇ 礼節を重んじ、勤労と奉仕に励む生徒
- ◇ 心身を鍛え、向上意欲に燃える生徒

伸ばしたい力

- | | | |
|---|--|--|
| <input type="radio"/> 学んだことをもとに理由や根拠を明確にして表現する力 | <input type="radio"/> 相手の考えや気持ち、想いを受け止める力 (思いやり) | <input type="radio"/> 健康で安全に生活するための習慣を身につける力○○ |
| <input type="radio"/> 課題解決に向け、主体的・協働的に取り組む力 | <input type="radio"/> お互いの良さや困難さを認め合い、共に生きる力 | <input type="radio"/> 問題に直面した時に、乗り越える力 (助けを借りる力) |
| <input type="radio"/> 基礎・基本となる知識・技能を習得する力 | <input type="radio"/> 場に応じたあいさつや返事、言葉遣いができる力 | <input type="radio"/> 適切な目標を持ち、達成に向け粘り強く取り組む力○ |
| <input type="radio"/> 授業の振り返りをもとに、進んで家庭学習に取り組む力 | <input type="radio"/> 清掃やボランティア活動に進んで取り組む力 | <input type="radio"/> 命を大切にし、安全な行動をとる力○○○○○○○○○ |

学校	生徒	家庭・地域
<input type="checkbox"/> 「確かな学力育成プラン」をもとに、「伸ばしたい力・身につけさせたい力」を育成します (授業改善、個々の取組を支援) <input type="checkbox"/> 場に応じたあいさつや返事、言葉遣いができるよう取り組みます <input type="checkbox"/> 認め合い、支え合う心が育つよう取り組みます <input type="checkbox"/> 面談や「自分ログ」のコメントを通じて、心の繋がりがづくりに努めます <input type="checkbox"/> 心身の健康と安全に関心を持ち、望ましい判断ができるよう取り組みます	<input type="checkbox"/> 学習・生活面では「学習、生活の向上や課題改善のために自分たちで考え行動する姿」を目指します 自分たちの課題を踏まえて目標設定し、主体的に取り組める活動にしていきます。 <input type="checkbox"/> 伝統・行事面では「伝統を発展させ、行事に真剣に取り組む姿」を目指します 「あいさつ」「合唱」を今まで以上に発展させていくことを目指します。また、一人一人が行事に真剣に向き合い、本気で取り組むことが大切だと考えます。	<input type="checkbox"/> 子どもの努力を認め、応援します <input type="checkbox"/> 「おはよう」「ありがとう」「はい」というあいさつ・返事ができるよう声を掛け合います <input type="checkbox"/> 「早寝・早起き・朝ごはん」を励行します <input type="checkbox"/> 安全に生活できるよう、見守り、声を掛け合います <input type="checkbox"/> 情報メディアの適切な使い方・ルールについて、一緒に考えます <input type="checkbox"/> 町・地区行事等では、一緒に活動し交流します <input type="checkbox"/> 決めた時間に学習できるよう協力します

花中生の現状

- 素直な生徒が多い。「あいさつ」「合唱」をはじめとしたより良い学校文化を創造・継承しようと、3年生が率先垂範の姿勢で学校をリードしている。
- 多くの生徒が「楽しい」と感じ授業に臨んでいる。半面「思考力・判断力・表現力の育成」が課題であり、「理由や根拠を明確にして表現する」ことの育成が必要である。
- 学校生活や学習に困難を感じている生徒が散見される。支援や配慮を要する生徒のニーズを把握するとともに、多様性に対応する体制整備が必要である。

(2) 中学校

① 令和7年度の学校経営計画

<学校経営基本方針>

- ◇ 生徒一人ひとりを中心に据えた学校経営
かけがえのない存在として尊重し、充実感を持ち生活できる学校づくり
- ◇ 東日本大震災の教訓、郷土の歴史、地域の願いを踏まえた学校経営
郷土「花泉」を理解し、その復興・発展を支えようとする心情を地域とともに育成する
- ◇ 組織的、協働的な学校経営
お互いに敬意を払い、協力する教職員集団

<学校経営の重点>

- ◇ 自ら考え判断する力の育成
- ◇ よりよい生活を目指す集団づくり（生徒会による自治的活動、合唱文化の継承）
- ◇ 確かな学力の育成（わかる・できる・楽しい授業、学び合える場（学級）づくり）
- ◇ 人間性・社会性を育む（礼儀・規律の指導、命の指導、心の力の育成）
- ◇ 多様な学びの場の整備（多様な個に対応する体制整備、SC・SSWとの連携）
- ◇ 地域に未来を担う人材の育成（総合的な学習の時間、安全・防災教育、小中高、保護者、地域との連携）

② 学校の概況

1) 学校行事等

1 学期	2 学期	3 学期
4/ 7 始業式、入学式 18 P T A総会・参観日 30 メディア講習会 5/17 運動会 6/14 地区中総体(~16) 6/30 社会体験学習(~7/4) 7/ 2 工場見学 上級学校説明会 7/16 期末個人面談(~24) 7/25 終業式	8/19 始業式 9/ 3 修学旅行(~5) 9/13 地区新人大会(~15) 10/18 県新人大会前期(~19) 25 文化祭 11/15 県新人大会後期(~16) 12/ 3 6年生授業参観 16 期末三者面談(~19) 23 終業式	1/13 始業式 3/ 4 公立入試(~5) 12 卒業式 13 修了式 23 離任式

2) 生徒の状況

		1 年	2 年	3 年	特別支援	合計
R 5	生徒数	103	107	94	(15)	304
	学級数	3	3	3	3	12
R 6	生徒数	90	104	108	(12)	302
	学級数	3	3	3	3	12
R 7	生徒数	80	89	103	(20)	272
	学級数	2	3	3	5	13

3) その他

- 素直な生徒が多い。「あいさつ」「合唱」をはじめとしたより良い学校文化を創造・継承しようと、3年生が率先垂範の姿勢で学校をリードしている。
- 長期欠席生徒数が28名、出現率は9.3%。市(令和6年度6.7%)。
- 市へのいじめ報告件数は10件。教科書への落書き、悪口等。
 - ・ 部活動任意加入制3年目。未加入の生徒数は61名(22.4%)
 - ・ 地域部活動は全日型ひとつ(バレーボール女子)。休日型は7つの部(ソフトボール、野球、ソフトテニス女子、バドミントン男子・女子、卓球男子・女子)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の5の規定に基づき置く学校運営協議会について、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この規則の規定により置く学校運営協議会は、学校運営支援協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(協議会の目的)

第3条 協議会は、校長の権限と責任の下に学校(一関市立学校条例(平成17年一関市条例第69号)第2条及び第3条に規定する学校をいう。以下同じ。)及び地域住民、保護者等(以下「地域住民等」という。)が協議することにより、地域住民等の学校に対する支援及び協力を促進し、学校と地域住民等の信頼関係を深め、もって学校運営の改善並びに児童生徒の健全育成を図るものとする。

(設置)

第4条 教育委員会は、法第47条の5第1項の規定により、学校ごとに協議会を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、小学校及び中学校が相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行う場合は、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

3 協議会は、当該協議会を置いた学校又は地域の名称を冠するものとする。

(委員の任命)

第5条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、協議会ごとに15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 当該協議会を置いた学校(以下「対象学校」という。)の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 対象学校の校長
- (4) 対象学校の教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

2 対象学校の校長は、前項の委員の委嘱又は任命に関し、教育委員会へ委員を推薦するものとする。

3 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は新たに委員を委嘱し、又は任命するものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定による補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、別に定める。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会及び学校の運営に著しく支障を来す言動をすること。

- (2) 委員としての地位を利用し、営利行為、政治活動、宗教活動等を行うこと。
- (3) その他委員としてふさわしくない行為を行うこと。

(委員の解嘱等)

- 第9条 教育委員会は、本人からの辞任の申出があったときは、委員の委嘱又は任命を解くことができる。
- 2 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理由を付して委員の委嘱又は任命を解くことができる。
- (1) 前条の規定に違反したとき。
 - (2) その他解嘱又は解任に相当する事由が認められたとき。

(会長及び副会長)

- 第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長は、会長となることができない。
- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第11条 協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議の上、招集する。
- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会の会議は、原則として、公開する。

(基本的な方針)

- 第12条 校長は、学校の運営に関して、教育課程の編成その他校長が必要と認める事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。
- 2 校長は、前項により承認された基本的な方針を、教育委員会に提出しなければならない。

(意見の申出)

- 第13条 協議会は、法第47条の5第6項又は同条第7項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、対象学校の校長を経由して行うものとする。
- 2 協議会は、法第47条の5第7項の規定による対象学校の職員の任用等に関する意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。
- (1) 第3条の趣旨を踏まえたものであること。
 - (2) 学校の教育上の課題を踏まえたものであること。
 - (3) 特定の個人に関するものでないこと。
 - (4) 職員の分限、懲戒、賞罰その他身分に関するものでないこと。

(運営状況の報告)

- 第14条 協議会は、教育委員会に対し、毎年度1回、協議会の運営状況を報告するものとする。

(適正な運営の確保等)

- 第15条 教育委員会は、協議会の適正な運営を確保するために、必要に応じて指導又は助言を行うものとする。
- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な協議を行うことができるよう、協議会に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(庶務)

第 16 条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(補則)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

一関市学校運営支援協議会規則に係る留意事項

1 会議名

第2条で規定している「学校運営支援協議会」は、校長の権限と責任の下に学校及び地域住民、保護者等が学校を支援する協議会であることを強調するためにあえて「支援」と入れている。

なお、呼称は「支援協議会」とする。

2 協議会委員

(1) 第5条の協議会委員15人には「次に掲げる者のうち」の7項目からすべて選ぶ必要はない。

(2) 校長からの推薦書(様式第5号)は、担当指導主事宛てに校務ネットワークメッセージにて提出する。備考欄に、報酬の有無を確認するため、学校職員(校長、副校長、教職員)及び市職員を明記する。委員候補が確定後速やかに提出すること。

3 委嘱と任命

第5条の「委嘱」と「任命」は、委員を一定期間、他の人に任せる場合に、一般の方には「委嘱」を用いて、学校職員には「任命」を用いて使い分ける。

4 基本的な方針

第12条第2項の教育委員会に提出する「基本的な方針」は、学校運営協議会で協議され承認された資料でよい。

5 人事に関する意見

第13条第2項の学校の職員の人事に関する意見については、「人事に関する意見具申書」に記載し提出すること。文末に(学校運営支援協議会の意見)と記載すること。

6 協議会の運営状況

第14条の毎年1回提出する「協議会の運営状況」については、次の2点を留意すること。

(1) 年度の活動の様子が一目でわかる様式第4号にて提出すること。

(2) 様式第4号を基に適宜修正し、地域に学校運営支援協議会の活動の様子を紹介すること。

提出時期は、次年度の4月末を目途とすること。

7 会議の公開

会議は、原則として公開とする。「一関市審議会等の会議の公開に関する要綱」に定めるとおりとする。

傍聴人には、マスコミ関係者、議員、地域の関心のある方、保護者などが考えられる。会議において公開が普通の状態となるようにしていく必要がある。

会議の開催日時等と会議録・会議資料は、市の総務課を通じて市のホームページに掲載する。(様式2号の1～3、様式第3号)

(1) 傍聴者による会議中の発言は認めない、発言の機会も与えない、ことが傍聴の一般的な形である。

(2) どうしても発言したい場合には、会議後別室等で聞き取るなどの対応をすることも一つの方法である。

(3) 公開しない議題の例

- ・ 個人の評価、診断、選考、指導、相談等に関する情報であって、開示することにより、当該評価、診断、選考、指導、相談等に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの。
- ・ 開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれのあるもの。

- ・ 不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの。
- ・ 特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。

(4) 会議の工夫

- ・ 学校の説明については、可能な限り公開にする。
 - ※ 説明は公開し、その後の議論は非公開にするなど工夫すると良い。
- ・ 非公開にする議題は、会議後半に掲載するなど次第も工夫すると良い。
 - ※ 傍聴者が、出たり入ったりしないように配慮するため、会議の中盤に非公開の議事を計画しないようにするとよい。

8 会議の開催

会議の開催 1 週間前までに以下の内容を報告する。

提出書類は校務 PC のメールにて宛先を連名にし、「市教委担当指導主事」と「市役所総務部総務課代表 (somu@city.ichinoseki.iwate.jp)」宛てに以下のデータを報告する。

- (1) 様式第 2 号の 1 公開の場合
- (2) 様式第 2 号の 2 非公開の場合
- (3) 様式第 2 号の 3 部分公開の場合

9 会議録の報告

会議終了後 1 週間以内に会議録（様式第 3 号）と会議資料によって報告する。

提出書類は校務 PC のメールにて宛先を連名にし、「市教委担当指導主事」と「市役所総務部総務課代表 (somu@city.ichinoseki.iwate.jp)」宛てに以下のデータを報告する。

会議資料については、次第と主たる資料のみとし、必要に応じて非開示部分を黒塗りで対応する。（黒塗りにしなければならないような内容は、別添資料に掲載することをお勧めします。）

- ※ 会議資料の中で、個人情報等が含まれるものについては、別添資料等にするなど工夫すると良い。別添資料は報告しなくてよい。

10 会長及び副会長

副会長は、2 名以上おくことが望ましい。

会長に事故等がある場合は、副会長のうち、校長以外の者が職務を代理する。

11 委員への報酬

委員への報酬は、年額 5,000 円とする。

支払い対象者は、教職員及び市役所職員の身分のままで、職務として委員に任命されたもの以外とする。

指定管理団体となっている市民センター長やまちづくり協議会等の職員へは、報酬を支払ってよい。

第4節 学校運営協議会

- 第47条の5 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。
- 2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。
 - (1) 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
 - (2) 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
 - (3) 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
 - (4) その他当該教育委員会が必要と認める者
 - 3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。
 - 4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
 - 5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。
 - 6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
 - 7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
 - 8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
 - 9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。
 - 10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

6.7 花泉小学校運動会を終えてからの午後企画

スケジュール

12:00 運動会閉会
出店OPEN
昼休憩

13:00 試走式
学校運営支援協議会と
いう組織の紹介

13:10 第1競技
「福田パン食い競争」
1-1→6-3まで17組
※福田社長OK

13:30 綱引き
卒業生 vs 元子ども
子ども vs 卒業生
子ども vs 元子ども
※人数はだいたい

14:00 玉入れ
幼児と高齢者
※籠は涌津小にあり

14:30 リレー
7地区対抗
※メモリアルコーナー
で小学生の選手募集

15:00 閉会式

1.目的 2025年度花泉小PTA事業目標「創意工夫」を子どもたちにやって見せ、おとなになるってかっこいいんだぜという気持ちにさせると共に、子どもたちにも創意工夫でチャレンジする精神を育てること。

2.タイトル 午後はみんなの運動会

3.主催 花泉小学校みんなの運動会実行委員会（随時募集）

4.役割

- ①小学校・・・場所の提供
- ②PTA・・・運営
- ③地域（市民センター）・・・昼休憩用のテント設置、地域への周知（ただし、学校駐車場は保護者と関係者のみ）
- ④学校運営支援協議会・・・試走選手、出店の声かけ
- ⑤中学校・・・卒業生選手募集（中総体前なのでケガには注意！）

5.予算・・・PTAの予備費から今年度は予算化

詳細	数量	単価	金額
福田パン	500	¥150	¥75,000
ピプス（リレー用番号付き1着1000円）No.1～10を7チーム	7	¥10,000	¥70,000
		合計	¥145,000

6.今後の予定

- (1) 第1回実行委員会「競技決定と選手&出店募集開始」
- (2) 第2回実行委員会「運営係、会場レイアウト」
- (3) 第3回実行委員会「前日準備」